

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、47万6,000円及び35万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は47万6,000円、申立期間②の標準賞与額は35万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 29 日  
② 平成 16 年 8 月 13 日

A社から支給された申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年及び16年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①は47万6,000円及び申立期間②は35万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月28日に支給された賞与において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 28 日

A社から平成17年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成17年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ66万円、49万5,000円及び70万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は66万円、申立期間②の標準賞与額は49万5,000円及び申立期間③の標準賞与額は70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 29 日  
② 平成 16 年 8 月 13 日  
③ 平成 17 年 12 月 28 日

A社から支給された申立期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年、16年及び17年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①は66万円、申立期間②は49万5,000円及び申立期間③は70万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年1月5日に支給された賞与において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 5 日

A社から平成18年1月5日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成18年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月12日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から21年2月21日まで

夫は、昭和14年からA社に勤務しており、A社に係る厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、夫のA社における厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

また、申立期間のうち、昭和18年10月から20年10月までの期間については、夫は兵役に就いていたが、A社から家族に対し、給与が支払われており、夫が兵役の期間も含めてA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年9月12日までの期間については、A社から提出された退職者名簿により、申立人は、申立期間において、A社に在籍していたことが確認できる上、B県が所有する兵籍簿により、申立人が18年7月19日に軍に召集され、20年9月11日に召集解除されたことが確認できる一方で、社会保険事務所の記録によると、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認することができない。

しかしながら、当該期間は軍に召集されていた期間であるため、当該期間において被保険者として資格が無かったとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 及び同法施行令第 25 条の 2 によると、被保険者が陸海軍に召集又は応集された場合、その召集又は応集された期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間については、被保険者及び事業主の負担する保険料を全額免除する旨が規定されていることから、当該期間については、たとえ被保険者としての届出が行われておらず、現在の同法第 75 条の規定により、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、厚生年金保険料が全額免除されていた事情を考慮すると、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は 20 年 9 月 12 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間及び 20 年 9 月 12 日から 21 年 2 月 21 日までの期間については、社会保険庁が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されている「資格取得年月日」欄の上段に 17 年 1 月 1 日、下段に 14 年 10 月 6 日と記載されていることが確認できるが、申立人の氏名が記載されている「厚生年金番号」欄は空欄となっているほか、申立人の氏名が記載されている直後の二人についても同様に「厚生年金番号」欄が空欄となっていることから、当該名簿は、健康保険のみに加入している者も混在して記載されており、労働者年金保険法が制定された 17 年 1 月 1 日時点で在籍している者は一律に「資格取得年月日」欄の上段に同年 1 月 1 日と記載された可能性がうかがえる上、申立人の妻は、「申立人は、出征する直前までは事務職を務めていた。」と証言していることから、申立人は、同年 1 月 1 日時点では、一般職（事務職）であったことがうかがえ、制度上、労働者年金保険の被保険者となることができなかつたものと考えられる。

また、申立人の妻は、「夫は、間違いなく昭和 20 年 10 月上旬に復員し、復員後すぐに A 社に復職した。復職先は、A 社の子会社であった C 社であったが、夫の出征前、出征中及び復員後の給与袋は同じであったことを覚えている。」と証言しているものの、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかについては覚えていない上、A 社は、「申立期間当時の関係資料は残っていないため、申立人が復員した以降において、申立人の給与から保険料を控除し、それを社会保険事務所に納付していたかどうかについては不明である。」としているほか、申立人の妻が氏名を覚えている申立人の同僚 6 人のうち 5 人は、A 社における在籍の事実を確認できず、

A社における在籍を確認できた1人は連絡先が不明で事情を聴取することができないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和14年10月6日に健康保険の資格を取得している記録以外に申立人に係る記録は確認できない上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿のうち、A社に払い出され、かつ、申立人が復員した20年10月前後に被保険者資格を取得している者が記載されている箇所を抽出して見たところ、申立人に係る記録は確認できなかった。

なお、当該被保険者台帳記号番号払出簿は、被保険者記号番号に対応した被保険者の氏名等の欄が不規則に空白となっている箇所が見られるものの、社会保険庁のオンライン記録において、その記録が確認できる者もいることから、この中に申立人に係る記号番号が払い出されているとまでは言えない。

このほか、申立期間のうち、昭和17年6月1日から19年10月1日までの期間及び20年9月12日から21年2月21日までの期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和17年6月1日から19年10月1日までの期間及び20年9月12日から21年2月21日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者（昭和19年10月1日以前は、労働者年金保険被保険者）として当該期間に係る厚生年金保険料（昭和19年10月1日以前は、労働者年金保険料）を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年8月は1万6,000円、同年9月から40年7月までの期間は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月20日から40年8月14日まで

私は、A社に船員として雇入れされた昭和39年8月20日から、B丸に乗船していた。

ところが、社会保険事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、私の当該事業所に係る船員保険被保険者資格取得日は、船員として雇入れされた日から約1年後の昭和40年8月14日となっていることが分かった。

申立期間において、当該事業所に勤務していたことは間違いなく、船員手帳によりB丸に乗船していた事実を確認できるので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の写しにより、申立人が、申立期間を含む昭和39年8月20日から41年4月1日までの期間において、A社が所有するB丸に乗船していたことが確認できる。

また、当該事業所の役員は、「A社が船員保険の適用を受けた昭和30年3月1日以降に雇入れされた船員は、船員手帳の雇入年月日と船員保険被保険者資格取得日が一致するはずである。」としているところ、申立期間当時、当該事業所に係る被保険者資格を取得している者で事情を聴取

できた 10 人のうち、8 人は「私の入社時期と被保険者資格取得日は一致している。」としている上、社会保険庁の記録上、申立期間及びその前後の期間（昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 3 月 9 日までの期間）において当該事業所に係る船員保険被保険者資格を取得している者 91 人（申立人を除く。）について見ると、中学校卒業直後とみられる者（当該事業所に係る被保険者資格取得時の年齢が 15 歳の者）16 人が、当該期間において当該事業所に係る被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、当該事業所は、船員を雇い入れると同時に船員保険に加入させていた可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の当該事業所における昭和 39 年 8 月から 40 年 7 月までの社会保険事務所の記録及び申立人の当該事業所における同年 8 月の社会保険事務所の記録から、39 年 8 月は 1 万 6,000 円、同年 9 月から 40 年 7 月までの期間は 2 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、「当時の給与台帳等の関係資料が残っていないため、不明である。」としているものの、当該事業所が提出した申立人に係る船員保険被保険者資格取得届の控えにより、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 8 月から 40 年 7 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年1月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、59万円に訂正することが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年9月1日から14年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、8年9月から12年9月までの期間を59万円、同年10月から13年12月までの期間を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から14年1月1日まで

社会保険庁から送付されてきた私の厚生年金保険被保険者記録照会回答票をよく調べたところ、A社の平成8年1月から13年12月までの標準報酬月額が20万円とされており、その前後の期間の標準報酬月額と比べて、極端に低くなっていることに気付いた。

しかし、その間の給与額に変更は無かったし、毎月、給与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたと思う。

現在の年金受給額が意外に少ないことを不審に思い、事業主に確認したところ、事業主は、「当時の社会保険事務所の指導もあり、標準報酬月額を減額する届出を行った。そのことについては、必要な証言も説明もする。」とし、標準報酬月額を減額する変更届を社会保険事務所に提出したことを認めている。

なお、その当時から、私は、当該事業所の取締役ではあるが、経理・総務などには一切関与しておらず、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていたことは知らなかった。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を実際に受け取っていた給与額に

見合う額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年1月1日から同年9月1日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録において、当初、A社における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が59万円（上限額。ただし、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票では、その当時の「健康保険」の標準報酬月額上限額である98万円と記録されている。）と記録されていたところ、同年9月2日付けで、同年1月1日にさかのぼって20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、「その当時から、私は、当社の取締役ではあるが、経理・総務などには一切関与しておらず、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていたことは知らなかった。」と主張しているところ、当該事業所の登記簿謄本により、申立人が当該期間当時から当該事業所の役員であったことが確認できるものの、当該事業所の事業主は、「当時、保険料を滞納しており、社会保険事務所の指導により、私及び申立人の標準報酬月額を平成8年1月にさかのぼって減額する届出を提出した。申立人は、経理関係には関与しておらず、社会保険等の事務を担当していた者にも、このことを申立人には知られないように指示しており、申立期間当時、申立人がこのことに気付くことはなかったはずである。」と証言している上、当時、当該事業所の経理や社会保険の事務を担当していた者は、「当時、A社は、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から、『役員の標準報酬月額を引き下げて届け出てはどうか。』と言われ、代表取締役と相談し、代表取締役の指示により役員の標準報酬月額を平成8年1月までさかのぼって減額することになった。この処理については、代表取締役から、申立人に知らせることを口止めされていたので、申立人は知らなかったと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人が標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た59万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成8年9月1日から14年1月1日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録において、当該事業所における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は20万円と記録されているものの、当該事業所から提出された13年1月分から同年12月分までの給与台帳を見ると、申立人の給与額は87万円とされていることが確認できる上、当該事業所の事業主は、「提出した申立人に係る給与台帳以前の資料は既に廃棄しており、証明できる資料は何も無いが、申立期間当時の申立人の給与額は、平成13年の給与額とほぼ同じ額であったと思う。」と証言してい

るほか、8年1月から当該事業所の決算事務を委託されていた会計事務所は、「当社が保管しているA社に係る決算書に添付している申立人の報酬額は、平成9年10月から10年10月までが97万円、同年11月から11年9月までが92万円、同年10月から13年9月までが87万円である。」としており、当該期間において、申立人の給与額は、その時点の厚生年金保険料の上限額である標準報酬月額（平成8年9月から12年9月までの期間は59万円、同年10月から13年12月までの期間は62万円）を上回っていたものと推認される。

また、当時の経理や社会保険の事務を担当していた者は、「平成8年9月にさかのぼって標準報酬月額を減額訂正してから私が退職した13年1月までは、代表取締役の指示により、申立人の給与からその給与額に見合う厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所には、申立人の給与額に見合う標準報酬月額よりも低い標準報酬月額を届け出ており、その低い標準報酬月額に基づく保険料を納付していた。」と証言しているところ、当該事業所から提出された13年1月分から同年12月分までの給与台帳を見ると、その時点で厚生年金保険料の上限額である標準報酬月額（62万円）に基づく保険料が申立人の給与から控除されていることが確認できる。

さらに、前述のとおり、当該期間において、申立人は当該事業所の役員であったことが確認できるものの、事業主及び社会保険事務を担当していた者は、それぞれ「平成8年9月にさかのぼって減額訂正をした後、社会保険事務所の担当課長から、給与額に見合った標準報酬月額に戻すよう指導された14年ごろまでは、そのまま低い標準報酬月額に基づく保険料を社会保険事務所に納付していた。申立人からは給与額に見合う保険料を給与から控除していたが、このことを申立人は知らなかったと思う。」、「申立人は、少なくとも、私が退職した平成13年1月までは、社会保険事務所に納付していた申立人の保険料が給与から控除されていた保険料よりも低いことを知らなかったと思う。」と証言しており、申立人は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額が給与額に見合う標準報酬月額よりも低い額であることを知らなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所が所持している給与台帳、当該事業所から決算事務を委託されていた会計事務所が保管している決算書に添付されている申立人の報酬額等から、平成8年9月から12年9月までの期間は59万円、同年10月から13年12月までの期間は62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、給与台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年9月から13年12月まで

の申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私が国民年金に加入していることを知ったのは、父親が亡くなった昭和 51 年\*月よりも後のことで、それまでは、私の将来を心配した父親が、私の国民年金保険料を納付してくれていたものと思う。

父親が亡くなった後は、私が口座振替により国民年金保険料を納付していたと思うが、申立期間に係る 6 か月の未納分を補充する意味で、60 歳に到達した後の平成 16 年 8 月に国民年金に任意加入し、同年 8 月から 17 年 1 月までの 6 か月分の国民年金保険料をまとめて納付した以外に納付書等でまとめて納付したことはない。

私は、国民年金保険料を納付するに当たって、納付期限や時効があることも知らなかったし、過去の国民年金保険料を納付できた特例納付制度があったことなども知らなかったが、以前、30 年間納付すれば良いという話を聞いていたので、経済状況が悪くなくて国民年金保険料を納付することが困難なときは、国民年金保険料の免除申請を行ったことは覚えている。

国民年金の加入時期や申立期間に係る保険料の納付方法等については、父親から何も聞いておらず明確なことは言えないが、父親は、私の国民年金保険料を何らかの事情により一時的に納付できなかったことがあったとしても、その後に納付してくれていたと思うので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直前の昭和 39 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料が 50 年 12

月 27 日に第 2 回特例納付により納付され、申立期間直後の 48 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料が 51 年 1 月 30 日に納付されていることが確認できることから、申立人の父親が、申立人に係る国民年金の加入手続を第 2 回特例納付の実施期間である 50 年 12 月に行うとともに、第 2 回特例納付により、39 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付したものと考えられ、その時点では、申立期間は、制度上、第 2 回特例納付及び過年度納付のいずれによっても納付することができなかった期間である。

また、申立人は、「私が国民年金保険料をまとめて納付したのは、60 歳に到達した後の平成 16 年 8 月に国民年金に任意加入したときに 6 か月分の国民年金保険料をまとめて納付した以外にはない。」としており、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であった第 3 回特例納付による納付の主張も無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及び申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長崎国民年金 事案 602 (事案 489 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 45 年 3 月まで

当時、私は、他県で働いており、実家の母親に仕送りをしていました。盆や正月に帰省した折に、母親から私の国民年金保険料を納付していることを聞いた記憶があるので、母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずである。そこで、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 2 月に申立期間に係る年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、今回、新たに兄嫁、申立期間当時に母親から国民年金保険料を集金したことがある人から、申立期間の国民年金保険料の納付に関する証言を得られたので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月 22 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たに申立人の兄嫁、申立期間当時に申立人の母親か

ら国民年金保険料を徴収したことがあるとする者を証言者として挙げており、これら新たな証言者に事情を聴取したが、申立人の母親が納付組織の徴収人に複数の家族の分の国民年金保険料を納付していたことはいかかであるものの、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても納付組織に納付していたことを裏付ける具体的な証言を得ることができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 52 年に A 社を設立した当初から代表取締役であり、平成 12 年 6 月末まで事業を行っていた。10 年 10 月 1 日に健康保険及び厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことは間違いないが、適用事業所であった期間において保険料の滞納は無かったはずである。

しかし、社会保険事務所の訪問調査によって、私の申立期間に係る標準報酬月額が当時の給与額である 80 万円よりも低い額に遡<sup>そぎゅう</sup>及して訂正されていることが分かったので、当時の給与額に見合う標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 10 年 10 月 1 日）の後の平成 10 年 10 月 9 日付けで、9 年 10 月から 10 年 3 月までの標準報酬月額 59 万円（上限額。ただし、社会保険庁の被保険者資格記録回答票では、「健康保険」の標準報酬月額である 79 万円と記録されている。）及び同年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額 36 万円がそれぞれ 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本及び申立人の主張により、申立人は、申立期間を含め遡<sup>そぎゅう</sup>及訂正処理された平成 10 年 10 月 9 日の時点において、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「保険料を滞納したことはなかった。」と主張しているものの、当時、当該事業所の経理を担当していた申立人の妻は、「申立期間当時、社会保険料の滞納が少しは有ったと思う。」としている上、社会保険

序の記録上、当該事業所は口座振替により保険料を納付していたことが確認できるところ、当該事業所が口座振替を利用していた口座の取引記録（平成8年1月から10年12月までの期間の記録）を見ると、平成8年2月から同年11月までの期間、9年4月から同年10月までの期間及び同年12月から10年9月までの期間については、厚生年金保険料及び健康保険料が口座振替されていないことが確認できるほか、申立人が所持している当該事業所に係る平成10年度の総勘定元帳を見ると、約175万円が10年3月12日に社会保険料として手形で振り出されていることが確認できることから、当該事業所は、少なくとも申立期間の一部において厚生年金保険料を滞納していたものと推認される。

さらに、申立人は、「社会保険業務は、経理を担当していた者又は税理士が行っていた。申立期間当時、経営が悪化したこともあり、平成10年10月で社会保険をやめた。」としているところ、申立人の妻は、「滞納分について支払うことができないので、社長の指示により社会保険をやめる届出をB社会保険事務所に提出した。」としており、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であった申立人は、当該事業所の業務執行に責任を負っており、社会保険事務についても権限を有していたと認められることから、標準報酬月額減額について同意したものと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役であり、申立期間に係る自らの標準報酬月額減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 長崎厚生年金 事案 412

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 4 年 4 月 21 日まで

私は、昭和 58 年 2 月から A 社の代表取締役として役員報酬を得ており、厚生年金保険料についてもその報酬に応じた保険料が控除されていた。

ところが、平成 21 年 3 月に社会保険事務所の担当者から、「申立期間の標準報酬月額は、A 社が全喪した後の平成 5 年 1 月 7 日付けで、53 万円から 8 万 6,000 円にさかのぼって訂正されている。」との説明を受けた。

申立期間については、月額 500 万円ぐらいの報酬を受けており、厚生年金保険料を滞納した覚えがないにもかかわらず、事業所が全喪した後に私の標準報酬月額が遡及訂正されていることに納得がいかないので、標準報酬月額を遡及訂正される前の標準報酬月額に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 4 年 4 月 21 日）の後の平成 5 年 1 月 7 日付けで、3 年 8 月から 4 年 3 月までの標準報酬月額が 53 万円（上限額。ただし、社会保険庁の被保険者資格記録回答票では、その当時の「健康保険」の標準報酬月額の上限額である 71 万円と記録されている。）から 8 万 6,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本及び申立人の主張により、申立人は、申立期間を含め遡及訂正処理された平成 5 年 1 月 7 日の時点において、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人の妻は、「社会保険料は、社会保険事務所から請求された翌月 10 日に小切手で支払っていた。」としており、申立人もこのことを認めているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所に係る全

喪（平成4年4月21日）手続の処理は、平成4年5月2日に行われていることが確認でき、同年3月分の保険料は、全喪手続後の同年5月10日に納付することとなるが、申立人は、「平成2年ごろより、売上減により経営状況が思わしくなくなり、4年に会社を整理することにした。同年4月ごろに、社会保険をやめることについて、社会保険事務所に電話した。会社を整理することを決めた段階では、債権者の対応に追われ、何をどのように支払ったのかは覚えていない。」としていることから、同年3月分の保険料を納付せず、その結果、当該保険料が滞納となった可能性を否定できない。

さらに、当該事業所が滞納していた可能性のある平成4年3月分の健康保険料及び厚生年金保険料の合計額（ただし、申立人の保険料は遡及訂正後の標準報酬月額に基づいて算定）は、既に納付されていたと考えられる申立人の3年8月分から4年2月分までの遡及訂正前の標準報酬月額に基づく当該保険料の合計額から当該期間の遡及訂正後の標準報酬月額に基づく当該保険料の合計額を控除した額とおおむね一致していること、及び申立人は、「A社の清算は、特別清算ではなく通常清算であった。」と証言していることを踏まえると、申立人は、当該事業所を清算（平成5年3月）する前の5年1月に、その時点で滞納していたと考えられる4年3月分の当該保険料を既に納付されていた申立人の3年8月分から4年2月分までの当該保険料で清算し、その減額処理に関与したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役であり、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

私は、昭和 60 年 6 月に A 社を設立し、当該事業所が事実上倒産した平成 7 年 9 月まで代表取締役を務めており、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 61 年 6 月から事実上倒産するまでの期間において、月額 150 万円の報酬を受け取っていた。

しかし、社会保険事務所からの連絡により、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されていることが分かった。

当該事業所では、社会保険料を恒常的に滞納しており、平成 7 年 6 月ごろに、その時点で滞納していた保険料として約 600 万円を社会保険事務所に納付したので、滞納保険料はすべて納付したと思っている。

また、私は、<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理が行われた平成 7 年 10 月ごろは、債権者から逃げて県内にいなかった時期であり、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正の手続には一切関与しておらず、社会保険事務所から連絡を受けるまで、私の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及訂正されていることは全く知らなかった。

私は、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることに納得できないので、申立期間当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A 社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円（上限額。ただし、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票では、その当時の「健康保険」の標準報酬月額の上限額である 98 万円と記録されている。）であったことが確認できるところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 7 年 8 月 31 日）の後の平成 7 年 10 月 6 日付けで、標準報酬月額が同年 4 月 1 日にさ

かのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本及び申立人の主張により、申立人は、申立期間を含め遡及訂正処理された平成7年10月6日の時点において、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「私は、債権者から逃げるため、遡及訂正処理が行われた平成7年10月6日には他県にいたので、私自身は遡及訂正処理には一切関与しておらず、申立期間における私の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正<sup>そきゅう</sup>については、社会保険事務所から説明されるまで全く知らなかった。」としているものの、当時の当該事業所の役員（申立人の子）は、「当時は、主に、私が事業所の経理や社会保険事務を行っていた。会社が平成7年9月に不渡りを出して事実上倒産した時は、私を含めて従業員は二人のみであった。また、私は、事業所に係る厚生年金保険に加入しておらず、実態はアルバイトのような立場であったので、会社が倒産した後は、取引先の社長の助言を受けて自宅に待機しており、会社に出社していないし、社会保険事務所との連絡もとっていない。父親は、同年7月ごろに他県に行って、同年9月中旬ごろにはB市の自宅に戻って来ていた。」としていることから、申立人は、当該遡及訂正処理が行われた平成7年10月6日の時点で、他県からB市に戻っていた可能性を否定できない。

さらに、申立人は、「決裁権は私にあったが、社会保険等の事務は経理の担当者に任せていた。」としているものの、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であった申立人は、当該事業所の業務執行に責任を負っており、社会保険事務についても権限を有していたと認められることから、標準報酬月額の減額訂正についても同意していたものと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立期間も含め当該事業所の業務に責任を有する代表取締役であった申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 27 日から 35 年 7 月 12 日まで

私は、昭和 33 年 8 月から A 社所属の B 丸に乗船していた。A 社は 34 年 1 月に解散したが、解散後、B 丸は、A 社の親会社であった C 社所属となり、私は解散後も引き続き B 丸に乗船し、35 年 7 月に B 丸の船長と共に C 社が設立した D 社に移籍した。

A 社及び D 社が所有する船舶に乗っていた期間については、船員保険被保険者記録が確認できるのに、C 社が所有する船舶に乗っていた申立期間については、船員保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

船員手帳は紛失したものの、申立期間において C 社が所有する船舶に乗っていたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人が共に B 丸に乗船していたとする同僚二人は、いずれも「申立人と共に B 丸に乗船していたが、その時期までは覚えていない。」としている上、社会保険庁の記録上、当該同僚二人についても C 社に係る被保険者記録は確認できないほか、当時、C 社の経理を担当していた者は、「申立人が C 社の船舶に乗船していたことを覚えていない。船員の雇入れや雇止めに伴う船員保険被保険者資格の得喪の手続は確実にっており、被保険者名簿に名前が無く、被保険者証記号番号に欠番が無ければ、乗船していなかったのではないか。」と証言しているとともに、申立期間において、本人が所持している船員手帳により B 丸に船長として乗船していたことが確認できる者及び C 社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人と同じ昭和 34 年 1 月 27 日に A 社に係る被保険者資格を喪失し、同年 4 月 2 日に

C社に係る被保険者資格を取得している者を含む。)に事情を聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人がB丸に乗船していた期間を特定することができない。

また、前述の船長が所持している船員手帳により、昭和34年11月9日に、当該船舶所有者がC社からD社に変更されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁が保管しているC社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、被保険者は船員保険被保険者証記号番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無い上、D社に係る船員保険被保険者名簿において、被保険者証記号番号の1番を付けられた者から申立人の記号番号までを確認したが、その記号番号以外に申立人の氏名は確認できず、被保険者証記号番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

加えて、C社は既に解散しており、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明である上、複数の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月8日から同年9月22日まで  
② 昭和51年11月24日から同年12月9日まで

私が所持している船員手帳には、申立期間に乗船していたことが記載されているのに、社会保険庁の記録では、申立期間が船員保険被保険者期間とされていないことが分かった。船員手帳に記載されているとおり、勤務していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳により、申立人は、申立期間①は個人が所有する船舶に、申立期間②はA社が所有する船舶に乗船していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録上、申立期間①に係る船舶所有者が船員保険を適用されたのは昭和62年7月1日であり、申立期間①は当該船舶所有者が船員保険を適用される前の期間である上、当該船舶所有者が船員保険を適用された同年7月1日付けで被保険者資格を取得した者で事情を聴取できた二人は、「私は、昭和60年ごろにその船舶所有者のところで働くこととなったが、『船員保険がなければ働かない。』と船舶所有者と交渉し、その1、2年後の62年に船員保険に加入できたと思う。それまでは、船員保険には加入していなかった。」、「私が所持している船員手帳によると、私は、その船舶所有者の船舶には昭和57年5月から乗船している。私は、船舶所有者の親戚であるが、私の記録は船舶所有者が船員保険に加入した62年7月からとなっており、それ以前は船員保険には加入していなかったと思う。」と証言しているほか、当該船舶所有者は既に死亡しており、ほかに申立期間

①において当該船舶所有者により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、申立期間②について、船舶所有者であるA社は、「昭和59年以前の賃金台帳は既に処分しているので、申立人の申立期間に係る船員保険料を控除したかどうかは不明であるが、49年2月以降の船員保険被保険者資格取得届の控えを保管しており、その中に申立人の氏名は確認できなかった。また、当社の船員就業規則は、43年12月24日から平成3年3月31日までの期間において、新規採用船員は3か月間の試用期間を設けることが規定されており、試用期間中は船員保険に加入させていなかった。」と証言しているところ、当該船員就業規則第7条において、「新規採用船員は3ヶ月以内の試用期間、臨時として乗船させ、この間に船員として適当と認められた者に対しては正式採用」と規定されていることが確認できる上、当該船舶所有者に係る被保険者記録が確認でき、昭和43年12月24日から平成3年3月31日までの期間に被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた一人は、「昭和46年2月に結婚し、そのころに、A社で働き始めたが、船員保険加入記録は同年6月からとなっている。」と証言しており、当該船舶所有者であるA社は、新規採用した船員について、3か月の試用期間中は船員保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

このほか、申立期間において、各船舶所有者により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。